

## 計量法施行令の改正に係る計量行政審議会基本部会への諮問について

令和 3 年 5 月 19 日

経済産業省産業技術環境局計量行政室

1. 諮問の背景

平成 28 年 11 月の計量行政審議会答申を踏まえて、平成 29 年に計量法施行令を改正し、第 2 条第 2 号口に新たに自動はかりを特定計量器に追加するとともに、第 5 条第 3 号において、自動はかりのうち、自動捕捉式はかり、ホップスケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールを計量法第 16 条第 1 項の「使用の制限」の対象とした。

今般、自動はかりの「使用の制限」の開始に当たって、その一部（検定の実施が困難なものや規制の必要性に乏しいもの）を使用の制限の対象から除外するための計量法施行令の改正を行う必要があることから、計量法第 157 条第 1 号の規定により経済産業大臣から計量行政審議会への諮問を行う（関係政令の制定・改廃の立案が諮問事項となっている）。

計量器の検定等、計量に関する基本的事項を所掌する基本部会による審議を行い、計量行政審議会運営規程により、会長の同意を得て同部会の議決を計量行政審議会の議決とし、答申としたい。

2. 諮問事項

計量法施行令第 2 条第 2 号口に規定する自動はかりについて、その一部を計量法第 16 条第 1 項の使用の制限の対象から除外するため、計量法施行令を別紙の通り改正することについて、計量行政審議会基本部会の御意見を伺いたい。

(別紙：計量法施行令新旧対照表)